

改正案	現行
<p>（関係会社） 第二条（略）</p> <p>2 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 子会社以外の他の会社等（会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持</p>	<p>（関係会社） 第二条（略）</p> <p>2 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 子会社以外の他の会社等（会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法（大正十一年法律第七十一号）の規定による破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合</p>

<p>分に係る議決権を含む。以下この項において「同条」の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合</p> <p>二・三三 (略)</p>	<p>二・三三 (略)</p>
---	-----------------